

輪島市監査公表第32号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成23年12月12日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年11月30日（水） 会計課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から10月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に一部において次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○兼ねてからの課題であった資金前渡・旅費概算払いの事後処理については、全課に口頭や文書等でもって適切な処理に改めるよう周知されているとのことである。

しかしながら、まだ事後処理が見受けられるので、致し方ない部分を除き、規則等に添った伝票の審査・指導の強化を図り、より一層運用改善に努められたい。また、備品台帳においても、記載の仕方や整備について全課で意識統一が図れるよう指導されたい。

○歳計現金、預り金等の会計処理については、前年度決算において黒字であったと言えど、まだまだ厳しい財政事情の下で運用に苦慮する中、企業会計を含め輪島市全体としての円滑な資金調達に努力されたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年11月30日（水） 市立輪島病院

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○業務遂行にあたっての説明聴取により、医師不足・看護師不足や新人看護師の指導等もあり、年次休暇も十分に取れない状況とのことである中、患者に対しての看護やサービスの努力が伺える。また、診療待ち時間については、予約制も組み込まれているが、午前の予約がしばしば午後の診療となっていることが見受けられる。予約制を周知徹底し待ち時間短縮に工夫されたい。

患者が絶えることのない病院において、引き続き医療の質の更なる向上を図り、充実した医療サービスを利用者に提供できるよう全職員一丸となって安定した運営・経営を図り利用者から信頼される病院となることを期待する。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①患者負担未収金について

定期的な電話、催告書の送付や再診時に連絡が取れるよう看護師とも連携を取り対応をしているとのことである。

しかし、依然として多額の未収金がみられるので、縮減にあたっては現在の手段のほか納入相談や自宅訪問を行うなど、院内職員が互いに連携し、

組織として収納促進と未収金の発生防止対策を講ずることにより一層の取り組み強化を願う。

定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成23年11月30日（水） 上下水道課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成23年度の監査資料（平成23年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成22年度以降分の備品購入費並びに備品台帳を対象として担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○水道事業については、大沢簡易水道の浄水場改修や町野地区広域簡易水道の尊利地地区の未普及地域解消など施設の更新や給水区域の拡大に努めていることが伺える。また、今年度から料金改定を施行したが、事業所の閉鎖や東日本大震災の影響が観光業に打撃を与えたこと等により、有収水量が減少し上半期はその効果が実感できなかったとある。

水道事業の目的は「安心・安全な水道水の供給」とのことであり、今後も安全で良質な水の安定供給と顧客サービスの向上、そして健全経営に努められたい。

○下水道事業については、市内の広範囲において公共下水道をはじめ多種多様な下水道施設の維持管理に努力されていることが見受けられる。

供用開始区域内での未接続を解消する方策を検討し、市民の快適な生活環境と公共用水域の保全のため今後も更なる接続率の向上に努められたい。

また、昨年に引き続き、市職員の未接続者に対して再度の推進を願う。

また、一部において次のとおり改善や検討及び適正処理を要する事項が見受けられた。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

(指摘事項)

①上下水道使用料及び下水道受益者負担金滞納額について

毎年の課題であり、督促状や文書発送・分納等の徴収対策に工夫をされているにもかかわらず、なかなか滞納額縮減につながっていない。

上下水道は、日常生活と密接している分、使用制限をする際には慎重に対応していると思われるが、現在の手段のほか納入相談や自宅訪問を行うなど、アイデアを絞り根気よく住民に接し、引き続き滞納解消に向けて努力をしていただきたい。